

本日の協議内容

資料1

第4回 No.4駅周辺まちづくり協議会

目次構成

1. 提言書(素案)
2. 建物の高さの制限
3. 本日のポイント

1. 提言書 (素案)

2) 今後のまちづくり

- 今後、提言書の内容を踏まえ、「**都市計画**等の見直し」、「**施設の整備・誘導**」、「**協働**のまちづくり」を行っていきます。

提言後…

- 提言書を踏まえて、No.4駅周辺のまちづくりを進めていきます。
- まちづくりの主要なツールである「**都市計画**」の**見直し**も想定します。

1. 都市計画等の見直し

✓ 用途地域、地区計画 など

都市計画とは

- ❑ 都市計画法など法令に基づき、まちづくりに関する**ルール**等を定めたもの
- ❑ 本市では**市内全域**に都市計画のルールが既定
⇒ 地域特性に応じて、**土地の使い方**、建物の規模、高さ、構造などが既定
- ❑ これらのルールを**見直す**ことで、**駅周辺の街並みを誘導**

2. 施設の整備・誘導

✓ 道路、交通施設等の整備
✓ 誘導施設の整備又は誘導 など

3. 協働のまちづくり

✓ 市民等の自主的な活動の展開
✓ イベント等の実施 など

11

3) 提言書の主な内容

詳しくは
資料3参照

➤ 提言書(素案)は次の3章構成です。

1. 提言書について

□ No.4 駅周辺まちづくり協議会や提言書について説明
また、モノレールの延伸計画や市の計画について説明

2. 地区の現況と課題

□ 地区の現状と課題

今後のまちづくりに何が求められているか、をまとめています。

3. まちづくりへの提言

□ 以上の課題等を踏まえ、テーマごとに

どのようにまちづくりを進めていくべきかをまとめています。

提言書の
メイン

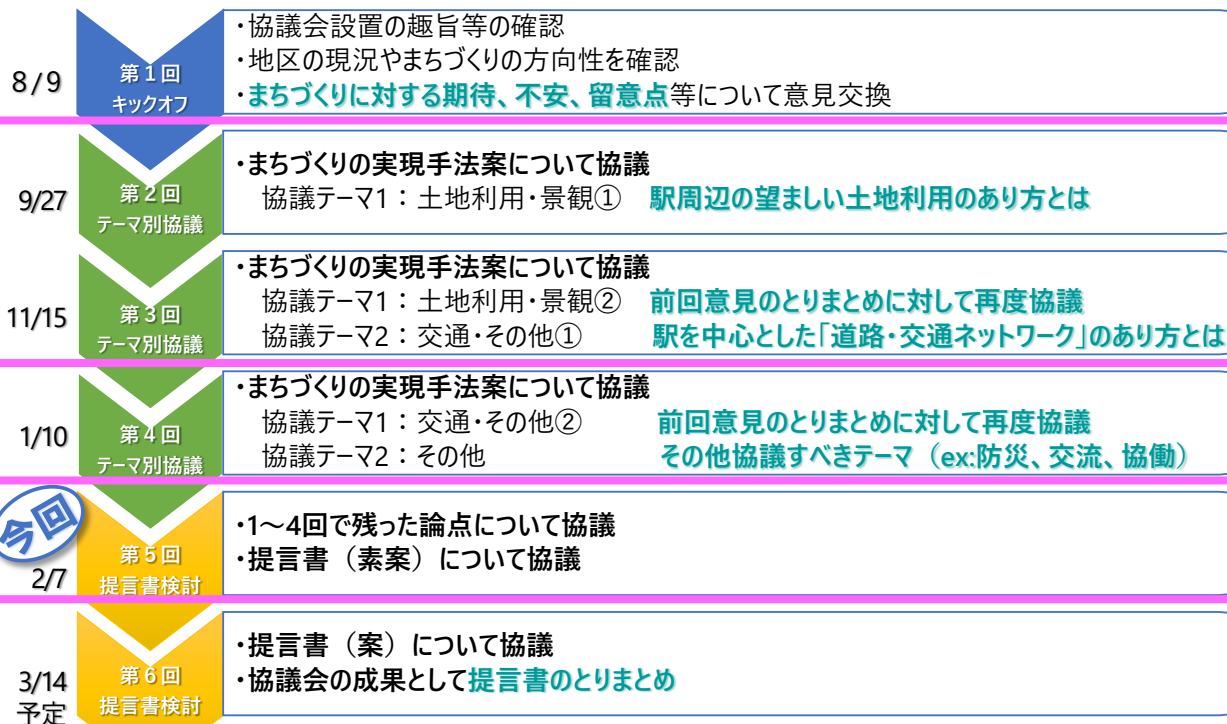
2. 建物の高さの制限

2 1) これまでの流れ

建物の高さの制限

- 建物の高さ制限については、これまで第2、3回で協議してきました。
- 協議会では、制限の**レベル感**や**手段**、**留意点**など、多様な意見が出されました。

協議会のスケジュール



2) 本日は…

- これまでの意見を踏まえ、改めて、高さの制限について協議し、結論を出したいと思います。

3. 制限の方向性 (事務局案)

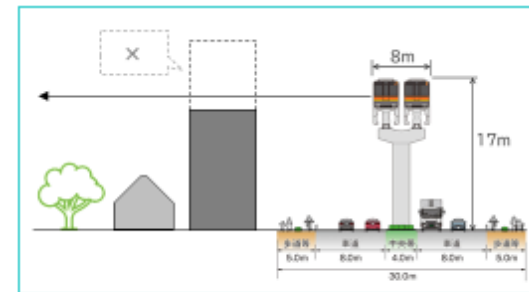
あくまで検討用の
たたき台として

- 現在の地区計画※では、高さ制限が**20m**で設定されている。

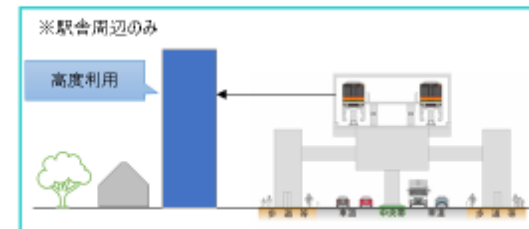
※現状の地区計画
= 新青梅街道沿道第三地区～第四地区地区



- No.4駅周辺の幹線道路沿線では、現在の地区計画の制限より厳しくし、**車窓からの眺めを阻害しない高さ** (例えば**15～16m = 最高4～5階程度**等) とする。



- 駅舎の直近では、**駅舎と同程度の高さ**を許容することとし、例えば、現在の地区計画のとおり**20m = 最高5～6階程度**で制限する。



詳しくは
資料4参照

➤ 提言書(素案)

- ✓ 体裁やまとめ方について
- ✓ 新たに追加したい意見等はあるか

➤ 建物の高さの制限

- ✓ 「制限の方向性」(資料4-P5)
- ✓ 「提言書の記載案」(資料4-P6)